

第72回栃木県理科研究展覧会並びに発表会開催要項

I 主 旨

児童生徒の科学する心を育成し、本県理科教育の振興を図る。

II 主 催

栃木県教育委員会、栃木県市町村教育委員会連合会、栃木県小学校教育研究会、栃木県中学校教育研究会、
栃木県高等学校教育研究会、下野新聞社

III 後 援

公益財団法人 とちぎ未来づくり財団

IV 開 催 方 法

各教育事務所管内において開催する地区展覧会並びに発表会と、県内全域を対象とした中央展覧会並びに発表会とに分けて行う。

V 中央展覧会並びに発表会

1 中央展覧会

(1) 期 日

平成31(2019)年1月31日(木)～2月15日(金)

・搬入	1月31日(木)	12:00～15:00
・審査	2月1日(金)	9:30～16:00
・展示	2月2日(土)・2月3日(日)	9:30～16:00
・優秀賞作品搬出	2月6日(水)	13:30～15:00
・表彰式	2月15日(金)	14:30～15:30
・最優秀賞作品搬出	2月15日(金)	15:30～16:30

(2) 会 場

・搬入	} 栃木県子ども総合科学館	所在地 宇都宮市西川田町567 電 話 028-659-5555
・審査		
・展示		
・優秀賞作品搬出		
・表彰式	} 栃木県総合教育センター	所在地 宇都宮市瓦谷町1070 電 話 028-665-7202
・最優秀賞作品搬出		

(3) 出 品

ア 出品者の資格

(ア) 県内の市町立小・中・義務教育学校、国立・県立・私立小・中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校小・中学部(以下「小・中・義務教育学校等」という)の児童生徒で、各地区展覧会から出品を推薦された者。

(イ) 県内の県立及び私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、国立高専の第3学年以下の学生、特別支援学校高等部(以下「高等学校等」という)の生徒で、Vの「1 中央展覧会」の(4)「イ 予備審査」に合格した者。

イ 出品の手続き

別に定める「中央展覧会並びに発表会参加の方法」による。

ウ 出品物の内容

理科学習に基礎をおく児童生徒の自主的研究で、その記録、作品、図表など自由な方法でまとめたもの、あるいは研究の過程を示すもので、次の(ア)～(ウ)の各項に該当することが望ましい。

なお、小・義務教育学校の第1学年・第2学年については、児童の学習活動全般における理科的な分野に関する研究とする。

- (ア) 児童生徒の発達に即応する自主的研究であること。
- (イ) 着眼が優れ、創意工夫に富むこと。
- (ウ) 問題を解決するための研究の進め方及び方法が適切であること。

エ 出品上の注意

- (ア) 出品物の大きさは、展示したときの縦・横・高さがそれぞれ1メートル以内に収まる大きさとする。
- (イ) 次のように展示に支障をきたすおそれのあるものは出品しないこと。
 - a 発火、爆発などの危険性のあるもの
 - b 腐敗のおそれのあるもの
 - c 生きた動物
 - d 噴出したり気体を発生したりするおそれのあるもの
 - e 他に害を与えたり、会場を汚染したりするおそれのあるもの
- (ウ) 作品の豪華さの優劣を競うものではないので、必要以上に経費をかけないこと。
- (エ) 共同研究で研究者が2学年以上にわたる場合は、研究者の属する最高学年の部に出品すること。
- (オ) 作品は、原則として未発表のものとするが、既に発表したものであってもその継続研究や発展研究であれば出品してよい。ただし、継続研究や発展研究の部分を明示して出品すること。

(4) 審 査

ア 審査委員会

審査委員会は、小・中・高等学校教員及び学識経験者等から構成する。

イ 予備審査

審査委員会は、県内の高等学校等から書類で提出された作品概要を審査し、中央展覧会出品作品を決定する。

ウ 本審査

審査委員会は、中央展覧会に出品された作品の全部について審査を行い、小・中・義務教育学校等の各学年からそれぞれ3点以内、高等学校等から2点以内、合計29点以内の最優秀賞に該当する作品を選出する。

(5) 表 彰

ア 中央展覧会に出品した作品に、賞状を授与する。

イ 最優秀賞の作品に、記念品を授与する。

ウ 最優秀賞の表彰式を次のとおり行う。

(ア) 会 場

栃木県総合教育センター	所在地	宇都宮市瓦谷町1070
	電 話	028-665-7202

(イ) 日 時

平成31(2019)年2月15日(金)	受 付	14:00 ~ 14:20
	表彰式	14:30 ~ 15:30

2 中央発表会

(1) 期 日

平成31 (2019) 年2月15日 (金) 受 付 9 : 30 ~ 9 : 50
発表会 10 : 00 ~ 14 : 00
表彰式 14 : 30 ~ 15 : 30

(2) 会 場

栃木県総合教育センター 所在地 宇都宮市瓦谷町1070
電 話 028-665-7202

(3) 発 表

ア 発表者の資格

(ア) 各地区発表会で中央発表を推薦された小・中・義務教育学校等の児童生徒。
(イ) 高等学校等の生徒で予備審査に合格した者。

イ 参加の手続き

別に定める「中央展覧会並びに発表会参加の方法」による。

ウ 発表の内容

Vの「1 中央展覧会」の(3)「ウ 出品物の内容」に準じる。

エ 発表の区分

発表は、小学校の部、中学校の部、高等学校の部に分けて行う。

オ 発表の方法

発表時間は10分以内とし、準備の時間は3分以内とする。
発表者は発表要項などを用意してもよい。

(4) 審 査

Vの「1 中央展覧会」の(4)「審査」に準じて行い、小学校の部、中学校の部からそれぞれ3点以内、高等学校の部から2点以内、合計8点以内の最優秀賞に該当する発表作品を選出する。

(5) 表 彰

ア 中央発表会に参加した作品に、賞状を授与する。
イ 最優秀賞の作品に、記念品を授与する。
ウ 最優秀賞の表彰式を中央展覧会の表彰式と合同で行う。

3 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の扱いについて

提出された出品目録に記載されている作品名、学校名、学年、氏名は、受賞者への連絡、取材、作品目録及び入賞一覧表の作成に使用する。また、作成した入賞一覧表を栃木県総合教育センターホームページ上で公表する。

(2) 児童生徒及び保護者の同意について

出品に際しては、学校において、上記3の(1)の内容を児童生徒及び保護者に知らせ、同意を得ること。

VI 地区展覧会並びに発表会

1 期 日

平成31 (2019) 年1月中旬～下旬

2 会 場

各教育事務所が指定する会場

3 地区展覧会

(1) 出 品

ア 出品者の資格

各地区内の小・中・義務教育学校等の児童生徒で、地区展覧会への出品を認められた者。

イ 出品の手続き

各教育事務所が指定する手続きによる。

ウ 出品上の注意

Vの「1 中央展覧会」の(3)「ウ 出品物の内容」「エ 出品上の注意」と同じ。

(2) 審査

ア 審査委員会を小・中学校教員等から構成する。

イ 出品物の全部について審査を行い、地区ごとに各学年とも下表の数の優秀賞該当作品を選出する。

ウ 上記優秀賞該当作品の中から、各学年とも、下表の数の中央展覧会出品作品を推薦する。

	河内	上都賀	芳賀	下都賀	塩谷南那須	那須	安足
優秀賞該当作品数	7	5	4	7	5	5	6
中央展覧会出品作品数	2	1	1	2	1	1	2

(3) 表彰

上記優秀賞該当作品に教育長名による賞状を授与する。ただし、中央展覧会出品作品については、中央展覧会において賞状を授与する。

4 地区発表会

(1) 発表

ア 発表者の資格

各地区内の小・中・義務教育学校等における、小・義務教育学校第4学年以上の児童生徒で、地区発表会への出品を認められた者。

イ 参加の手続き

各教育事務所が指定する手続きによる。

ウ 発表の内容

Vの「1 中央展覧会」の(3)「ウ 出品物の内容」に準じる。

エ 発表の区分

発表は、小学校の部及び中学校の部に分けて行う。

オ 発表の方法

Vの「2 中央発表会」の(3)「オ 発表の方法」と同じ。

カ その他

作品は、原則として未発表のものとするが、既に発表したものであってもその継続研究や発展研究であれば出品してよい。ただし、継続研究や発展研究の部分を明確にすること。

(2) 審査

Vの「2 中央発表会」の(4)「審査」に準じて行い、地区ごとに、小・中・義務教育学校等を合わせて下表の数の優秀賞に該当する発表作品を選出し、さらに、その中から各地区とも小学校の部1点、中学校の部1点の合計2点を中央発表会への出品作品として推薦する。

	河内	上都賀	芳賀	下都賀	塩谷南那須	那須	安足
優秀賞該当作品数	6	5	4	6	5	5	6
中央発表会出品作品数	2	2	2	2	2	2	2

(3) 表彰

上記優秀賞該当作品に教育長名による賞状を授与する。ただし、中央発表会出品作品については、中央発表会において賞状を授与する。

5 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、中央展覧会並びに発表会に準じる。

栃木県総合教育センター
研修部
電話 028-665-7202